令和3年第5回農業委員会総会議事録

令和3年5月7日 宮崎市農業委員会

- 1. 日 時 令和3年5月7日(金) 午後3時2分開会
- 3. 付議事件

〔議案〕

議案第26号 農地法第3条許可について

議案第27号 農地法第4条許可について

議案第28号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第29号 農地法第5条許可について

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について

〔報告〕

報告第26号 専決処分の報告について (農地法第4条第1項第8号)

報告第27号 専決処分の報告について (農地法第5条第1項第7号)

報告第28号 専決処分の報告について (農地法第4条第1項本文)

報告第29号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第30号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第31号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1番 日 髙 2番 武 義 4番 久保田 章 生 隆 志 畄 5番 鬼塚 健 太 6番 Ш 野 富 男 7番 川 越 光 定 8番 Ш 﨑 和 久 9番 松 田 実 10番 川 越 忠 次 12番 Ш 越 正 彦 畄 原 明 美 14番 持 原 義 信 13番 15番 倉 俊 17番 片 小 博 16番 佐 藤 裕次郎 上 英 行 20番 18番 髙 間 秀 19番 Ш 越 達也 前 田 峰 子 21番 中 村 和 寛 22番 外 薗 香 23 番 蛯 原 安 德 24番 真 松 田 郎

5. 欠席委員

11番 長 友 紘 子

6. 事務局出席者

 局
 長
 髙
 吉
 哲
 生
 農地調整係長
 川
 越
 昌
 志

 次
 長
 西
 領
 敏
 一
 農地調整係主査
 山之上
 智
 美

 次長補佐兼総務係長
 鍋
 島
 雅
 俊
 農地調整係主任主事
 領
 家
 健
 志

 総務係主任主事
 新
 川
 竜太郎
 農地調整係主事
 吉
 菌
 京
 花

総務係主事 加 野 歩 夢

7. 市長部局出席者

なし

署名委員

議長が母美電

委員 岡原明美圖

委員 拼像我信息

○議長(松田) これより令和3年第5回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、11番長友紘子委員から欠席の届出がありました。定足数に達しております ので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、13番岡原明美委員、14番持原義信委員を指名いたします。

それでは、日程第2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明 をいたさせます。

○事務局(西領) 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等 を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり1ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は5議案の御審議をお願いしております。

議案第26号「農地法第3条許可について」は16件でございます。

議案第27号「農地法第4条許可について」は4件でございます。

議案第28号「農地法第5条許可に係る事業計画変更について」は3件でございます。

議案第29号「農地法第5条許可について」は23件でございます。

議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」は62件でございます。

以上、審議件数は108件となっております。

なお、農地法第3条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、14万3,444平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、9万115平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(松田) 議案第26号農地法第3条許可について、1ページから2ページの74番までを議題とします。
- ○事務局(吉薗) 農地法第3条許可について説明します。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可 基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた 案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、3名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。2ページの番号 76、番号 77、4ページの番号 82、番号 83 が該当しますが、番号 76 は売買価格が地域の相場より高く、番号 77、番号 82、番号 83 は売買価格が地域の相場より低かったことから、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号73を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、これまで母とともに稲作等を行っておりましたが、今後は自らが主となり営農するよう計画し、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が9,360平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、同様に今回の申請で総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は、新規を除き、2ページの番号 76、番号 77 がございます。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- ○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。次に、2ページから3ページの77番までを議題とします。
- ○事務局(吉薗) 番号77を御覧ください。

本案件の渡人は相続財産管理人となっております。

相続財産管理人とは、死亡者が天涯孤独で相続人が不在の場合や、相続人全員が相 続放棄し、相続人がいない場合などに、相続人に代わって相続財産を管理する人のこ とです。

相続財産管理人は、相続放棄した人や利害関係人などの申立てにより、家庭裁判所により選任されます。

本案件は、相続財産管理人により管理された農地について今般売買することになったことから、本申請に至ったものです。

以上、御審議方よろしくお願いします。

- ○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。
- ○1番(日髙委員) ただいま説明がありました 77番の案件についてですが、76番の郡司分と場所があまり変わらないのではないかと思い価格と比較してみると、76番は反当 300万、77番は反当 11万、価格差が相当あるのですが、近傍価格への影響等も考えられるので、整合性を図ることはできないのでしょうか。
- ○事務局(山之上) 77番に関しては、この渡人と受人がいとこ同士で、今までも貸し借りをして、ずっと耕作をされていた経緯がございます。今回その渡人の方が亡くなって、できるだけ受人の方に安くで譲りたいということの申出がありましたので、今回、認定農業者ですが、3条を選択していただいて申請を受理しています。以上です。
- ○12番(川越正彦委員) この2件とも私の地元の案件であります。

76番は、鳥インフルエンザが出た孵卵場であります。孵卵場に埋却したんですが、その埋却場だけでは場所が足りないということで、個人的に渡人と交渉され、売買価格を決められたと聞いております。この農地を基盤強化法によるあっせんでの売買も考えましたが、地元の相場よりあまりにも高かったものですから、農地法3条で手続きをお願いした経緯がございます。

77番については今事務局から説明がありましたとおり、受人がずっと耕作をされていて、また、亡くなられた方は、ちょっと体が悪かったので、受人がずっと面倒を見ていた経緯がございまして、このような価格になったということであります。

 \bigcirc 1番(日髙委員) ありがとうございました。

○議長(松田) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- ○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。次に、3ページから4ページの80番までを議題とします。
- ○事務局(吉薗) 番号 78、番号 79、4ページの番号 80 を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、以前より農業に興味を持ち、現在 ミカン農家で研修を受けながら剪定や土壌の管理などを学んでおりますが、今回自ら 営農するよう計画し、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積は0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が5,478.91平方メートルとなり、 法第3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上 程しております。

なお、同様に新規就農者の申請で総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は、 4ページの番号 84、5ページの番号 85 がございます。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- ○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。次に、4ページから5ページの84番までを議題とします。
- ○事務局(吉蘭) 番号84を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人はこれまで父とともに稲作などを行っておりましたが、父が高齢となり、管理ができない土地も増えてきたことから、今後

は自らが主となり営農するように計画し、本申請に至ったものです。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。次に、5ページを議題とします。

○事務局(吉薗) 番号85を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人はこれまで義父とともに稲作を行って おりましたが、義父が高齢となり、管理ができない土地も増えてきたことから、今後 は自らが主となり営農するよう計画し、本申請に至ったものです。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、許可することに決しました。

議案第27号農地法第4条許可について、7ページを議題とします。

○事務局(領家) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号10を御覧ください。

申請人は、宮崎市新別府町に本拠を置く肉用牛の生産販売等を営む法人です。

お手元の「農地法第4・5条許可資料」を御覧ください。

1ページに位置図、2ページに航空写真、3ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1ページの位置図のとおり、宮崎市大字大瀬町にありますエコクリーン プラザみやざきから南に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に牛 舎を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に「農地」から「農業用施設用地」として用途変更を行っており、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、牛舎は床にコンクリート底盤をはり、 屋根をつけ、雨水が家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防止します。また、牛 舎及び放牧場からの糞尿は、堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じら れているものと考えています。その他の許可基準も充足していることから、議案とし て上程しています。

また、同様に「農用地区域」で「農用地利用計画に指定された用途」に該当している案件は、番号11です。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、本案件につきましては、5月14日開催予定の県農業会議の常設審議委員会 に諮問します。

次に、8ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第28号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、9ページを議題とします。

○事務局(領家) 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号5を御覧ください。

本案件は、配送用トラックの露天駐車場造成に伴う敷地拡張及び隣接土地所有者への土地の一部譲渡に伴い、全体面積を変更申請するものです。

変更前は、宮崎市高岡町浦之名の農地に社員の露天駐車場を造成する目的で農地法

第5条の転用申請を行い、令和2年9月2日に許可を得て、現在の露天駐車場は、一部は完成し供用中で、一部は造成中です。

また、変更後の転用申請は、立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程しています。

なお、転用申請は17ページの議案第29号番号95で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、許可相当とすることに決しました。 議案第29号農地法第5条許可について、11ページを議題とします。

○事務局(領家) 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号74を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字郡司分在住の個人、受人は宮崎市大字郡司分に本拠を置く土木・建築業を営む法人です。

お手元の「農地法第4・5条許可資料」を御覧ください。

4ページに位置図、5ページに航空写真、6ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、4ページの位置図のとおり、宮崎市大字郡司分にあります宮崎県消防学校から北に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に露天駐車場及び露天資材置場として造成したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、市街地に近接する10~クタール未満の農地で「第2種農地」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、申請地の周囲の一部にL型擁壁を設け土砂の流出を防ぐとともに緩衝緑地帯を設け、雨水は北側水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

次に、番号75を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市清武町船引在住の農家、受人は宮崎市谷川2丁目に本拠を置く太陽光発電事業などを営む法人です。

お手元の「農地法第4・5条許可資料」を御覧ください。

7ページに位置図、8ページに航空写真、9ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、7ページの位置図のとおり、宮崎市古城町にあります(旧)宮崎市南部環境美化センターから南に約1.2キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に太陽光発電施設を建設したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に除外済みで、除外後は農業公共投資の対象となっていない集団性の低い小集団の農地で「第2種農地」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、雨水は地下浸透及び水路を経由して南側原野に放流し処理することから、周辺農地への影響はないと思われます。また、受人と地元土地改良区との間で太陽光発電事業の影響によ

る被害に対して覚書が交わされています。その他の許可基準も充足していることから、 議案として上程しています。

また、同様に「農用地区域」で、除外後は「第2種農地」に該当している案件は、 12ページの番号 79 です。

最後に、番号76を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市霧島3丁目在住の個人、受人は宮崎市吉村町在住の個人です。申請地は、宮崎市大字跡江にあります宮崎市立跡江保育所から北東に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、12ページの番号 78です。

以上、御審議方よろしくお願いします。

- ○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。
- ○14番(持原委員) 番号74の10アール当たりの金額は幾らですか。
- ○事務局(領家) 10 アール当たり 8,000 円です。
- ○14番(持原委員) 分かりました。ありがとうございました。
- ○議長(松田) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、番号74番、75番につきましては、5月14日開催予定の県農業会議の常設審

議委員会に諮問します。

次に、12ページを議題とします。

○事務局(領家) 番号77を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町下田島在住の農家、受人は宮崎市佐土原町下田島に本拠を置く農産物の生産・加工・販売などを営む法人です。

申請地は、宮崎市佐土原町下田島にあります宮崎市立福島保育所から西に約1.2キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地に農業用露 天駐車場及び農業用露天資材置場として造成を始めていたことから、追認申請に及ん だものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に「農地」から「農業用施設用地」として用途変更を行っており、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、申請地の周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝及び水路に放流して処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないと判断しています。

その他の案件においても、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・ 一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願いします。

- ○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。
- ○1番(日髙委員) 79番についてですが、農振農用地区除外済との記載がありますが、農業用施設以外で除外申請ができるものでしょうか。
- ○事務局(川越) こちらについては、農振区域、青地から除外ということになりますので、例えば農業用資材置場として利用する場合には、用途区分の変更となりますが、この場合には除外となりますので、その違いです。用途区分の変更であれば、農業用の資材置場や駐車場の場合が不許可の例外に該当するのですが、この場合は除外、青地から白地に変更になりますので、除外後は第2種となり、露天駐車場として転用が可能となります。以上です。

- ○1番(日髙委員) 分かりました。
- ○14番(持原委員) これは同時変更は可能なのでしょうか。今回の場合は、これは 最初に除外してあって、その後のことですか。それとも同時除外ですか。
- ○事務局(川越) 時系列で説明いたしますと、申請を受けた段階では、既に農政企画課のほうからは転用申請の受付はしていいとの話があり、申請が上がってきます。 そのときは、まだ除外はされていない状態です。先月、4月の末に、除外の通知、用途区分変更の通知が来ましたので、このような議案の表記にさせていただいております。通知が来るより総会の開催日が早い場合は、除外申請中と表記するところですが、今回の場合は、除外や用途区分の変更が先に済んで、今回総会を受ける関係でこういった説明にさせていただいております。以上です。
- ○14番(持原委員) 分かりました。
- ○議長(松田) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 次に、13ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 次に、14ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○1番(日髙委員) 84番についてですが、2世帯住宅となっていますが、住宅敷地 面積が822平米、500平米の上限を超えているのですが、2世帯住宅のため可能なの でしょうか。

- ○事務局(川越) 日髙委員がおっしゃるとおり、1世帯 500 平米、ですから2世帯 の場合は1,000 平米であり、委員のおっしゃるとおりです。以上です。
- ○議長(松田) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 次に、15ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- ○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 次に、16ページを議題とします。
- ○事務局(領家) 番号93を御覧ください。本案件は、9ページの議案第28号番号4と関連になります。以上、御審議方よろしくお願いします。
- ○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。 (「なし」と言う者あり)
- ○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- ○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。 次に、17ページを議題とします。
- ○事務局(領家) 番号 95、96 を御覧ください。

本案件は、議案の差し替えをお願いしました9ページの議案第28号番号5、それから10ページの議案第28号番号6と関連になります。

以上、御審議方よろしくお願いします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第30号農用地利用集積計画の決定について、18ページから45ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、久保田章生委員の退室を求めます。

(4番久保田章生委員退室)

○事務局(新川) 議案第30号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営 基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、18ページの番号 74番から 22ページの番号 81番までの8件でございます。

利用権設定につきましては、23 ページの番号 309 番から 45 ページの番号 352 番までの 43 件でございます。

内訳としましては、使用貸借権の再設定が2件、新規設定が8件、賃借権の再設定が22件、新規設定が11件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。
- ○1番(日髙委員) 今、人・農地プランの中で、担い手に農地を集約する業務を中心に行っていただいていると思っておりますが、中間管理権の設定をする中で、中間管理機構では転用の違反等の許可基準が明確化されていません。基盤強化法では、転

用違反があると権利の設定はできないという規定になっていますが、その辺の調整等 はいかがなものでしょうか。

○事務局(加野) 今、お話があったのは全耕作要件の違反是正の件だと思うのですが、日高委員がおっしゃったように、基盤強化法を使って利用権設定する場合、違反地があったときには、是正してから利用権設定をすることになっております。中間管理権の設定も同様ではございますが、農業委員会の手続きについては、所有者から中間管理機構に貸借する案件のみとなっております。その後の中間管理機構から受け手へ貸借する案件の配分計画に関しましては、農業委員会を通らず県の公告を経て利用権を設定する形になっております。いずれにしても、違反がある場合は中間管理機構の貸借もできないというふうに事務局としては考えておりますので、今後もしそのような案件がございましたら事務局に連絡していただき、今後は、担当課の農政企画課と密に連携して、違反がある場合は是正してもらってから中間管理機構との貸借をしてもらうというような形をとりたいと思っております。以上です。

○1番(日髙委員) 大義のほうからいきますと、やはり農地を集積すること自体が 大きな目的ではないかというふうに思っております。それによって食料を守っていく ということが大きな大義になるわけですから、中間管理権を設定することは優先的に 考えるべきではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○事務局(西領) 先ほど担当から話したとおり、農地中間管理機構を通す場合、機構に貸すまでが農業委員会の手続になりまして、機構から貸付をする場合は農地中間管理機構での手続きとなるため、農業委員会総会での手続は行っておりません。ただ、今言われた内容については、機構にもお話させていただいて、できるだけそういったことがないように取り組ませていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○1番(日髙委員) よろしくお願いします。
- ○議長(松田) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。 (賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。 久保田章生委員の入室を求めます。

(4番久保田章生委員入室)

○議長(松田) 次に、46ページから 51ページまでの所有権移転分を議題とします。 本人に関わる案件がございますので、中村和寛委員の退室を求めます。

(21 番中村和寛委員退室)

○事務局(新川) 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、46ページの番号 353 番から 51ページの番号 363 番までの 11 件でございます。以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。 中村和寛委員の入室を求めます。

(21 番中村和寛委員入室)

○議長(松田) これより報告案件を議題とします。 事務局次長に説明を求めます。

○事務局(西領) 本日の報告案件につきまして御説明いたします。報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第26号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」で

ございまして、その数6件でございます。

報告第27号は、農地法第5条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」で ございまして、その数17件でございます。

報告第28号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数2件でございます。

報告第29号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数15件でございます。

報告第30号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数1件でございます。

報告第31号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数16件でございます。

なお、報告第 26 号、第 27 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 28 号、第 29 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松田) ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御異議なしと認めます。よって、令和3年第5回宮崎市農業委員会 総会を閉会いたします。

午後3時58分閉会